

阪南市合併処理浄化槽設置整備費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、既存家屋から排出される生活排水による汚濁負荷を低減し、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、予算の範囲内において阪南市合併処理浄化槽設置整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 浄化槽法第4条第1項の構造基準に適合すること。
 - イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上であること。
 - ウ 放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有すること。
 - エ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省通知）が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものであること。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）による改正前の浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽のうちし尿のみを処理するものをいう。
- (3) し尿貯留施設 し尿を便槽に貯留し、定期的にこれをくみ取って処分する方式の便所をいう。
- (4) 既存家屋 専用住宅であつて専ら居住の用に供する住宅をいう。
- (5) 賃貸集合住宅 賃貸を目的とし、同一棟内に独立して居住の用に供せられる部分が複数ある住宅をいう。
- (6) 宅内配管工事 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事の際に付帯して行う宅内配管工事（浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水）、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事）をいう。

(補助対象地域)

第3条 補助金の交付対象となる地域（以下「補助対象地域」という。）は、阪南市生活排水処理基本計画に基づく合併処理浄化槽設置計画処理区域とする。ただし、大阪府浄化槽事務処理要領に規定する浄化槽設計書を市長に提出した後、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は同法第25条の11第1項の認可の変更があったことにより補助対象地域でなくなった地域については、補助対象地域とみなすことができる。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金交付対象者とは、補助対象地域において、処理対象人員10人以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者で、次の全てを満たすものとする。

- (1) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出であること。
- (2) 阪南市浄化槽維持管理指導要領を遵守すること。
- (3) 合併処理浄化槽を継続的に使用すること。
- (4) 自ら居住する専用住宅に合併処理浄化槽を設置すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付対象者としなない。

- (1) 既存家屋を借りている者で、賃貸人の承諾を得ずに、合併処理浄化槽を設置しようとするとき。
- (2) 販売を目的として既存家屋に合併処理浄化槽を設置しようとするとき。
- (3) 賃貸集合住宅に合併処理浄化槽を設置しようとするとき。
- (4) 同一敷地内の生活排水を全て合併処理浄化槽へ接続できないとき。
- (5) 廃止する便槽が、合併処理浄化槽であるとき。
- (6) 市税等を完納していないとき。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用の実支出額と別表第1左欄に掲げる人槽区分に応じてそれぞれ同表右欄に掲げる限度額とのいずれか少ない金額とする。

2 既設単独処理浄化槽の撤去と併せて合併処理浄化槽を設置する場合の補助金の額は、撤去に要する費用の実支出額と90千円とのいずれか少ない金額とし、少ない金額を前項に規定する補助金額に加算したものとする。

3 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事の際に付帯して宅内配管工事を実施する場合の補助金の額は、宅内配管工事に要する費用の実支出額と300千円とのいずれか少ない金額とし、少ない金額を第1項に規定する

補助金額に加算したものとする。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、設置工事に着手する前に、合併処理浄化槽設置整備費補助事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出して協議しなければならない。

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 設置場所の位置図
- (3) 現在の排水系統図及び設置後の排水系統図
- (4) 建物平面図
- (5) 浄化槽認定書、構造図及び型式適合認定書
- (6) 工事請負契約書の写し
- (7) 全国浄化槽推進市町村協議会登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
- (8) 既設のし尿貯留施設又は単独処理浄化槽の設置状況写真
- (9) 既存家屋を借りている者にあつては、賃貸人の承諾書（様式第2号）
- (10) 申請者と設置する土地の所有者が異なる場合は、設置する土地の所有者の同意書（様式第3号）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（事前協議結果）

第7条 市長は、事前協議書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じ現地調査を行い、補助金の交付対象の可否を速やかに決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金を交付対象にすると決定した者に対しては補助事前協議結果（交付対象）通知書（様式第4号）を、補助金を交付対象にしないと決定した者に対しては理由を附して補助事前協議結果（不交付対象）通知書（様式第5号）を申請者に速やかに通知する。
- 3 申請者は、前項の補助事前協議結果（交付対象）通知書の通知日以降に浄化槽の設置工事の着手を行うものとする。
- 4 申請者が、補助事前協議結果（交付対象）通知書を受け取った日から90日以内に次条に規定する中間検査を受けなかったときは、当該事前協議結果（交付対象）通知書は無効となるものとする。ただし、申請者の責めに帰さない事由等で市長が特に認める場合は、この限りでない。

（中間検査）

第8条 申請者は、工事に着手し、基礎工事が完了した時点で、中間検査を受

けなければならない。

(変更承認申請)

第9条 申請者が、第6条に定める事前協議書の内容を変更しようとする場合又は補助金の交付の対象となった事業（以下「補助事業」という。）を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、事前協議事項変更等承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をしたときは、事前協議事項変更等承認通知書（様式第7号）により速やかに申請者に通知する。

(設置完了検査)

第10条 申請者は、補助金の交付に係る合併処理浄化槽の設置完了後、速やかに設置完了検査を受けなければならない。

(交付申請)

第11条 申請者は、前条の設置完了検査の終了後30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、補助金交付申請書（様式第8号）に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 浄化槽設置場所及び設置後の排水系統図
- (2) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（申請者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証する書類）
- (3) 浄化槽法定検査依頼書の写し(浄化槽法第7条及び第11条)
- (4) 浄化槽設置工事の写真（事業着手前、浄化槽据置時及び事業完了時のもの。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事の際に付帯して宅内配管工事を実施した場合は宅内の生活排水が接続されていることが確認できる写真）
- (5) 浄化槽設置工事が完了した旨を証する書類
- (6) 工事費の請求書又は領収書の写し（単独処理浄化槽を撤去した場合にあっては、撤去費用を区別して記載したもの。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換工事の際に付帯して宅内配管工事を実施した場合は宅内配管工事費用を区別して記載したもの）
- (7) 浄化槽を設置した住宅に居住していることを示す全ての者の住民票記載事項証明書又はこれに類する書類
- (8) 既設のし尿貯留施設又は単独処理浄化槽のくみ取証明書（様式第9号）
ただし、申請者が既設のし尿貯留施設又は単独処理浄化槽の撤去前に現地調査を市長に依頼し、現地調査の上、くみ取証明書の添付が不要であるこ

とを市長が認める場合を除く。

- (9) 既存の単独処理浄化槽を撤去した場合にあっては、産業廃棄物管理票（マニフェスト E 票）の写し
- (10) 完納証明書（市税及びその附帯徴収金に未納の徴収金がないこと。）
- (11) 浄化槽使用開始報告書（浄化槽法第 10 条の 2 第 1 項）の写し
- (12) 保証登録証（市町村用）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（補助金交付額の決定）

第 12 条 市長は、補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の成果が事前協議の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付決定兼交付額確定通知書（様式第 10 号）により速やかに申請者に通知する。

（補助金の交付）

第 13 条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第 11 号）による申請者の請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の取消し）

第 14 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件と相違したとき。
- (4) その他、市長が不相当と認めたとき。

（補助金の返還）

第 15 条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずることができる。

（施行状況の確認）

第 16 条 市長は、補助事業を適正に執行するために、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現地等において確認するものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日より施行する。

この要綱は、平成２９年４月１日より施行する。

この要綱は、令和２年４月１日より施行する。

この要綱は、令和３年４月１日より施行する。

この要綱は、令和３年９月１日より施行する。

この要綱は、令和４年４月１日より施行する。

この要綱は、令和６年５月１日より施行する。

この要綱は、令和７年４月１日より施行する。

別表第１（第５条関係）

人 槽 区 分	限 度 額
５人槽	３３２，０００円
６～７人槽	４１４，０００円
８～１０人槽	５４８，０００円